

平成23年第7回美幌町議会臨時会会議録

平成23年8月25日 開会

平成23年8月25日 閉会

平成23年8月25日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 同意第 5号 美幌町教育委員会委員の任命について
日程第 5 議案第48号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第49号 平成23年度美幌町一般会計補正予算(第6号)について

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------------|-----|---------------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 早 瀬 仁 志 君 | 4番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 5番 | 中 嶋 すみ江 君 | 6番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 7番 | 上 杉 晃 央 君 | 8番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9番 坂 田 美栄子 君 | 10番 | 宗 像 密 琇 君 |
| 11番 | 大 原 昇 君 | 12番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 13番 | 橋 本 博 之 君 | 議長 | 14番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷耕治君 美幌町監査委員 高木清君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷良君	総務部長	浅野俊伸君
民生部長	馬場博美君	経済部長	平野浩司君
建設水道部長	磯野憲二君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	鈴木元春君	総務主幹	高崎利明君
政策財務主幹	平井雄二君	公社主幹	広島学君
耕地林務主幹	伊成博次君	教育長	川崎俊郎君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
監査委員室長	武田孝司君		

○議会事務局出席者

事務局長	高坂登貴雄君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	松尾まゆみ君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第7回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番坂田美栄子さん、10番宗像密琇さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る8月19日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕平成23年第7回美幌町議会臨時会の開会に当たり、8月19日及び本日8月25日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、人事案件1件、条例の制定1件、補正予算案1件、以上3件であります。

なお、町長より、美幌峠牧場使用料にかかわる行政報告の申し出がありますので、1人3回までの質疑を認めることにしております。

よって、本臨時会の会期については、本日1日限りといたしたいと存じます。

皆様の円滑な議会運営に御協力くださいますことをお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告があったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御承願います。

なお、山内教育委員会委員長、所用のため欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古館繁夫君） 日程第3 行政報告。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成23年第7回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説

明を申し上げます。

行政報告といたしましては、美幌峠牧場使用料についてであります。

美幌峠牧場の指定管理者であります株式会社美幌峠牧場振興公社が、本年6月11日から株式会社安愚楽牧場の黒毛和牛60頭を預かっていますが、8月9日に経営難により東京地裁へ民事再生法の適用を申請し、手続開始申立に伴い、同日付で債務弁済禁止命令が裁判所より発せられたところでもあります。

その後、7月1日から8月8日までの使用料60万8,400円について、再生計画に基づく再生債権となり、現段階では未収との報告を美幌峠牧場振興公社から受けたところでもあります。

8月9日以降の使用料につきましては、利害関係人の共同の利益のために生じた共益債権として取り扱われ、昨日、9月5日までの4週間分の入金を確認したところでもあります。

今後につきましては、再生計画の推移を見守りつつ、預かっています60頭の取り扱いを含め、美幌峠牧場振興公社と再生債権となりました牧場使用料の回収に最大の努力を行い、牧場の管理運営対策を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

美幌町教育委員会委員、山内和裕氏は、本年8月31日をもって本職を辞されるので、後任に久山昌樹氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、公営住宅家賃の減免申請に関して町民に対し不利益を与えたこと、及び職員が運転免許の有効期限を失効していたにもかかわらず私有車及び公用車の運転を繰り返していたことに対して、職員の懲戒処分等審査委員会に諮問を行い、審査結果に基づき戒告及び減給の懲

戒処分を行ったところですが、町民に対する信頼を大きく損ないましたことに責任の重さを痛感し、まことに申し訳なく、心からおわび申し上げます。

今回の不祥事について、行政の最高責任者として、私及び副町長の給与の一定額を減ずるための改正を行おうとするものであり、今後は組織一丸となって徹底した再発防止策と信頼回復に取り組んでまいります。

一般会計補正予算について。

内容といたしましては、未来につなぐ森づくり推進事業に係る補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ただいまの行政報告について、質疑があれば許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 簡潔にお尋ねしたいと思います。

なかなか難しい言葉で行政報告がされましたので、要するに、8月8日までの部分については、もしかしたら未収金が発生する可能性を持っている。8月9日以降については、今回は支払いが行われた。そういうふうの一つは理解してよろしいかということです。

それで、8月8日までの、もしかして全部焦げついたとすれば、幾らぐらいになるのかというものをまずお聞かせください。

二つ目は、峠牧場については民間に経営をゆだねたいという美幌町の基本方針でありましたが、今回、安愚楽牧場との交渉がこれで断絶ということになるかと思いますが、今後の方向性はどのようになるのか。直営でやられるのかなというふうには思いますが、適切な民間への経営をゆだねるという部分が、見込みがあるのかないのかも含めまして、お

答えをいただければと思ひまして、質問いたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 1点目の未収金額というお話でございますけれども、町長が行政報告でさせていただいた金額60万8,400円が未収になっているということです。現在のところ、これの回収に対しての努力をしたいという報告をさせていただいたところであります。

それから、今後の牧場運営についてでございますけれども、牧場運営については、従来、牧場経営体を維持することを基本とということで、三つのお話を皆様にしていただいております。一つは指定管理による運営、二つが使用貸借で牧場を貸すこと、3番目が直営ということでございますので、結果的に、24年度につきましては、町による直接運営をさせていただくと。冬季舎飼、冬に牛は預からないで夏の放牧のみを実施するというところで、現在のところ取締役会議等についても報告はさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今回の報告の中で、ちょっと僕も確認をとりたいことがあります。8月9日以降の分が、9月5日までの分のお金の入金を確認したとなっておりますけれども、相手側の分が、今、民事再生の形をとっているという中で、仮の話ですけれども、9月5日分までのお金の入金以降、この事由が発生した場合、その使用料、えさ代も含めたお金は、指定管理者である峠牧場振興公社があくまでもそれをかぶるのか、それとも委託をしている美幌町がその資金についての債権として確定していくのか、美幌町のお金がどう使われるのかということなのですけれども、お金が入ってくる前提であればいいのですけれども、万が一入金おくれするだとかいった場合、資金そのものが、厳密に言

いますと、美幌峠振興公社には内部留保の余剰資金が多くあるとは思いませんので、委託料、要するに美幌町からの委託部分で運営しているのかなという前提で考えれば、この資金の執行と債権の確定は、私は美幌町にも及ぶのではなからうかと思うのですけれども、その辺の取り扱いについての見通し、対応の仕方について、再度お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 牧場の運営する資金の、ちょっと流れを確認させていただきましても、指定管理を美幌峠牧場振興公社にお願いしております。

牧場でお預かりしている、言うならば農家さんからお預かりする使用料については、美幌峠牧場振興公社の収入になります。ですから、牧場全体の運営するためのお金から牛をお預かりした使用料を抜いた差額を指定管理料として町から支出しております。ですから、今回の使用料については牧場の収入、未収という考え方です。

8月9日以降については、私どもだけではなくて実際に、これはもう、新聞等でも出ていますので、繰り返しになりますけれども、やはり牛をお預かりして、えさ代も払えないという実態もあって、安愚楽牧場の管理をする弁護士が裁判所の許可を受けて、2週間ごとにえさ代として使用料を支払うという決定を受けております。今回は、24日に支払われましたので、もう2週間を経過しておることです。8月9日から9月5日までの4週分、2週掛ける2回分ということで、前払いも含めて9月5日まで払われたということです。

今後は、9月6日から2週間ごと払うという報告を安愚楽牧場のほうからいただいておりますので、今後どうなっていくかというのは、状況を見ないと、今、お話できる状況ではございません。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 流れは大変わかりま

した。

私は、債権のお金が、未収がふえないという前提で弁護士さん等も動くのかなと思うのですけれども、あくまでも、この資金のやりとりの中で、今言った委託料も含めた中で美幌町が関与しているという部分があるのであれば、この部分が指定管理を受けている峠牧場振興公社だけの問題で終わるのか、美幌町としても、はっきり言うと、美幌町の権限があるという形で、指定管理ですから、美幌町としても会計上に不都合があるのかどうかというのが懸念されたものですから、その部分が、仮に9月、こういうふうに2週間ごとのお金の未収が発生した場合、あくまでも振興公社としての問題で終わるのか、美幌町の問題に及ぶのか、それがちょっと、どうかと思ったものですから、再度、本当に、振興公社だけの債権が起きて、美幌町としての影響が会計上発生するのかどうか、その部分だけでも1回確認します。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今後、この未収金がどういう展開をするのかということで、町がそのときどのようにかかわってくるのかというお尋ねでございます。

本当にこういう事態になったことも、私どもも想定していなかったことで、大変今、戸惑いを見せておりますが、まず、私自身も峠牧場振興公社の代表ということで、町から指定管理を受けているという立場で申し上げますと、まず、峠牧場の中で、この回収に務めるということとはもとよりでございます。

しかし、この運営につきましては、御承知のとおり、町のほうから助成をいただいて運営をしているという状況でございますが、そういう中で、町が、最終的には負担せざるを得ない事態も、これは予測されると思います。最大限努力はしますが、そういう事態もあり得るということで申し上げておきたいと思えます。

また、その時点においては、当然、議会を初め、あるいは取締役会を含めて協議をし

て、より適正な方向性を見出していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この問題は、報道なんかで読んでいますと、今後ますます負債金額というのが、また大きくなるかななどというふうに私は懸念しているところなのですけれども、9月5日までの4週間分の入金があったということなのですけれども、これも、今後、スムーズにこういうことが続いていく可能性がどこら辺まであるのかという、それもわからないと思うのですけれども、それと、もう一つ、68万4,000円の、未収金として、公社の考えとして、生き物ですから、常に育てていかなければならないというのは十分理解できますけれども、例えば公社の希望として、牛の差し押さえというか、そういうところで相殺するとか、そういう希望を出しているのかどうか、その辺のところもちょっと、伺いたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今、お預かりしている牛をどうしよう、こうしようというような考えは、今のところは持っていませんし、何かの手續をしているということもしておりません。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 中には法律が絡んでくる問題なので、公社の意向というのがどれほど酌み取られるかということは、はっきり答えが出るものではないかもしれませんが、今後、本当に莫大な金額ですので、町は60万8,400円なのですけれども、公社の方針として、そういう差し押さえの手續とか、そういうことをとっていくのかとか、そういうことを、今後の考え方として、移行する可能性は全くないのでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 御質問のとおり

り、今後考えられるようなことは、考えていることは考えております。ただ、それを今、皆様に、こういうことを想定していますということをお話する段階ではないということで、お話をしないだけでございます。当然、細かく言えば、今の牛の状態というか、今、親牛を預かっていますけれども、例えばどこの所有とか、そういういろいろな問題が今、新聞に書かれたように、オーナー制度によって絡んできます。ですから、そういうような法的な問題とか、それから、最終的に、まずは一義的には公社として何ができるかということ、いろいろなことは、繰り返しますけれども想定はしながら準備はしていますけれども、今、皆さんにこういう状態までを想定しているということは、言うのは適切ではないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 1点ほど。

この行政報告の文章をそのとおりに解釈するしかないと思うのですが、昨日、9月5日までの4週間分の入金があったというところのこだわりであります。と申しますのは、細かい日数は、計算違いがあるかもしれませんが、こういう事故があったにせよ、2週間は売り掛け、後払いですね。そして、今回は9月5日までの4週間というから、逆に言えば、大ざっぱに言うと10日分ですか、2週間分前払いという格好で入ったのかなという気がするのです。

でも、社会通念上、こういう事態が起きたときに、直接取引するほうは、現金払いなら、現金というのは、日々です。売り掛けにはしておかない。むしろ前払いだったらおつき合いしましょうというのは通念の流れかなというところがあるのですけれども、そういう意味で、この使用料、飼育料ですか、前払いということを前提にした申し入れ等は、今後、今までの60万8,400円は別としても、今後のおつき合いという意味において、

前払いが前提だという考え方はあるのか、ないのか、そこら辺、お聞かせ願えればありがたいかなと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 通念の考え方というのはちょっと、私は、どういうふうに答えたらいいかちょっとわからないのですが、あくまでもこれは、美幌町というよりも美幌峠牧場だけがそういう取り扱いをしてくれたということではございません。今回、全国に相当、直営以外で預託を受けている農家の人たちが、実際にお金が払われなくて、えさも用意できないということに対して、安愚楽牧場側の弁護士が、やはり、牛の資産価値を保つためにきちんとえさ代を出さなければ、やっぱり牧場を維持できないところがあるということで、裁判所から2週間ずつ払うという許可を受けたと。そのことを受けて、私どものお預かりしている牛に対しても、2週間ごとのお金をいただけるようになったということでもあります。

たまたま安愚楽牧場のほうから、8月22日で、言うならば、これは全国だと思えます。通知が来て、まずは2週間、2週間がもう過ぎたので、4週間分について請求を上げてくれと。それで8月24日に振り込みますよという通知が来て、今後については2週間ずつ前払いをするという通知が来ている状況であります。

御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 確認でございます。今、2週間ごとに前払いを受けるという解釈でよろしゅうございますか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 安愚楽牧場から来ている文章には、2週間ごとの前払いを今後していくということになっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

◎日程第4 同意第5号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 同意第5号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第5号美幌町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町教育委員会委員、山内和裕氏は、平成23年8月31日をもって本職を辞されることから、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるということでございます。

記。

住所、美幌町字大通北3丁目12番地。

氏名、久山昌樹さん。

生年月日、昭和23年11月4日生まれでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第5号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第48号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

先ほど今臨時会の冒頭で、提出案件の概要の中で触れさせていただきましたが、このたび公営住宅家賃の減免申請に関して町民の皆さんに不利益を与えたこと、また、職員の運転免許の有効期限失効による不祥事が発生したことに対する信用を著しく傷つけたこと、このことで、町民の皆さん、議会の皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。改めて心からおわびを申し上げたいと存じます。

行政の最高責任者として、職員を管理監督する責任者として、その責任は重大と受けとめ、私と副町長について、給与の一定額を減ずることにより、その責任を明らかにする内容の提案でございます。

記以降については、部長のほうから説明をさせていただきます。

よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第48号につきまして、ただいま町長から御説明を申し上げましたが、その制定内容につきまして、参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の目的でございますが、公営住宅家賃の減免申請に関して町民に対し不利益を与えたこと及び職員の運転免許の有効期限失効による不祥事に伴う管理監督者責任から、平成

23年9月に支給される給与月額を減額しようとするものであります。

改正の内容でございますが、今回、町長及び副町長の給料月額をそれぞれ10%減額するものであります。

町長及び副町長の給与につきましては、本年7月より一部抑制措置を講じておりまして、町長につきましては15%、副町長につきましては8%をそれぞれ減額しております。したがって、町長の現行月額は74万8,000円となっており、この金額から10%を減額いたしますので、67万3,200円。副町長につきましては、変更前が65万3,200円で、同じく10%を減額しまして、58万7,880円にしようとするものでございます。

減額期間につきましては、9月の1カ月間です。

施行日につきましては、公布の日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） お尋ねしたいと存じます。

この案件、今、お聞きしておりますと、二つの要因ということで、10%1カ月というお2人の減額の提案であります。

一つは、単純にお聞きしたいのは、二つの案件が重なったのお話ということと受けとめた場合、その二つに対する、あえて言えば割合はどのように、自分たちはとらえているのか。これは、案件としては我々が求めたものではなく、理事者側からの案件としての提案でありますから、二つの理由が付されておりますので、その割合という意味で、どう思うかということをお尋ねしたいのですがまず1点であります。

次、2点目です。

数カ月に及ぶ免許の失効状態だったという

ふう新聞等では見せていただいておりますが、ちょっと、一例を申し上げますと、今、運送業なんかは、会社内の免許管理というのを、免許そのものの有効か無効かということではなくて、自動的に、コンピューターを使う場合もあるし目で確認することもあるのですが、誕生日近くになると、機械的にしても、人の事務的な目を通してでも、事前に管理をして、お伝えしている。もう、時期が近づいたよと。そういう意味合いはもちろん、行政側もしていると思うのですが、今回、数カ月も、本人もしかることながら、皆さんにおかれても気がつかなかったのかなという懸念があるものですから、今後を含めて、そういう仕組みをどのように構築されていくのかをお尋ねしたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 2点についてお尋ねがありました。

今後の防止策のシステムについては部長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、今回の事案、二つを上げてということで、私、そして副町長が一定の額を減ずることによって責任の所在を明らかにするという提案であります。具体的な、例えば6対4だとか7対3ということではなくて、私どもとしては事態を重く受けとめたということでもあります。

それで、なぜこの事態を重く受けとめたかということ、両方については、これはやはり、我々のよって立つところの法律を遵守することが全くなされていなかったということで、どちらが重い、軽いということではなくて、一つには、我々、条例であるとか、そういうことをしっかりと解釈して、間違いないような運用を図ると。これをねじ曲げてしまったということではもう、法令遵守の精神から言うと、全く、今回の案件については弁明の余地がないということでもありますし、もう一つは、広く公務員倫理も、これは一つは法令遵守の中に、私は入ると思います。全体の奉仕者として公務員倫理をしっかりと守ら

なければいけないと。

これは、広い意味での法令遵守の、我々が守っていかなければいけないことだとは思っておりますので、そういった二つの案件、別々の案件でちょっと内容は違いますけれども、法令遵守ということを我々がその基本に置く、そういう組織でありますから、それが全くできていないということですから、今回処分をし、かかわった職員の処分、そして、それに伴う私どもの処分を今回御提案させていただいているということでもありますので、御理解を賜りたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今後の対応ということでお答えをさせていただきます。

その前に、今回の事態になったこと、私からも、職員を管理監督する立場の者として、こうした結果になってしまったことに対して心からおわびを申し上げたいと思います。

公営住宅の件については、前議会でおわびをさせていただきましたけれども、今回、運転免許証の関係につきましても、本当に、交通安全運動を含めて、町の皆さんも一丸となって取り組んでいる中で、こうした大変お粗末な事態を招いたということで、町民に対して信頼を損ねたことは本当に残念でございますし、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

今後の対応ということでございますが、まず、運転免許証の更新のチェック、あるいは私用車の車検継続等のチェック、どのようにやっているかということだと思っておりますが、本来、運転免許証の更新だとか、あるいは私用車の車検継続等につきましてはやはり、社会人たる個人の責任でなされるものという認識にあったわけございまして、免許証の確認につきましては、職員になって初めに、公用車を運転する際に写しを提出させていたというのが実態でございます。運転を業とする公用車に専属に当たる職員についても、それを、初めて職員になって、運転を行うというときにチェックをしたということで、これま

でそういう中で来ていたと。

記憶によると、一、二度、これまでにチェックをしたという時期があったやに思っておりますが、ここ数年につきましては、そういう運転免許証の更新の点検だとか、そういうものは、先ほど冒頭申し上げましたように、個々の責任でなされるという認識の中であったためにチェックをしていなかったというのが実態でございます。そういうチェック体制をとってこなかったという責任については、十分に反省をしておりますので、今後、全職員に対して、運転免許証の点検、あるいは車検証、個人で所有する車でありますけれども、そういうものの点検を今やっているところで、ほぼまとまっているということでございますので、詳しい内容につきましては総務部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいまの御質問でございますが、ただいま運転免許の有効期限ということで、全職員を対象に、臨時職員も含めてであります。調査を実施しているところであります。各部局から提出を受けまして、今、最終一覧表にしている最中でありまして、

今後、それをもとに、更新の月に当たる職員についてはお知らせをしていきたいということで考えているところであります。

また、さらに、公用車を運転するときに、公用車を借りる申請をするわけですが、その段階で免許を提示して確認をするという取り組みも行っているところであります。

今後、本当に、交通違反については職員ともども十分指導をしているところでありますが、なかなか、これが減らないという部分もございまして、今後なお一層、こういった事故が起こらないように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 先に部長が答弁になった部分から触れさせていただきたいと思いますが、私は、いろいろな免許が有効か無効かというのは、やり方によっては、本当に事前に承知し得ることだと思っていますので、それはコンピューターに入れて、その時期が近づいたらアラームが鳴るといふか、こういう言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、機械的にもう、知らせるプログラムというか、そういうものはもう、社会的にあると思いますし、そんなに無理なことではないですし、それから、有効期限の、ノートに書いても、3年ごとの、月別にノートを入れていけば、毎月これを見ていけば、目でも確認できる行為だと思っていますので、努力していただきたいということでもあります。

それから、もう1点、これは町長、副町長に、これは私の私見に関係することなのですが、私は、今回、失礼な言い方ですけども、その期間中、幸いにも事故がなく、安堵しているところであります。かといって、道路交通法という観点で言えば、違反行為だったかなという意味も重視しなければいけないというところも思っているところでありますが、私は、そういう意味からいったら、本来ならば、道路交通法関係からいったら、所管する役所がしっかりと、処罰も含めてある行為だと思っていますし、そういう意味においては、今回、町長、副町長が心を鬼にして、公務員の心構えということで、本人に対してしかるべき対応をとられたと、こういうふうに思っています。

そういう観点から私流に考えれば、あえて言えば、町長、副町長の責任というのは、その該当された方に、おまえはちょっと違つたよと。今後、気をつけなさい。その程度が重いのか軽いのか、あえて私は述べませんが、それが、注意を与えて処罰したことが、私は町長及び副町長の今回の責任のとり方だと認識しているところであります。

何を言いたいか。そういう意味においては、町長、副町長が減額をせざるを得ないのは、町長、副町長が感じ取っての提案ですから、それをいい、悪いと言うのではなくて、本来は、黙っていれば罰せられないものを、心構えとしてもおまえは間違っているよと、だからかわって罰するよと。罰するという言葉はちょっと失礼な言葉かもしれませんが、むしろ私は、何を言いたいかというと、町長、副町長の減額の提案理由にはならないと、すべきものではないと思っているところであります。ちょっと一般質問みたいな形になりますが。

実は、この提案は、議会議員も、案件ですから、議決せざるを得ない。いや、総体的に、可決されるのか否決されるのかわかりませんが、議員がこれに対して賛否をあらわさなければいけないという苦しさもあるのですよ。

例えば、話は長くなりますが、毎回、毎回、事故というのは起きてはならないものだと思っていますけれども、起きるのが結果としてやっぱり事故なのです。そういう意味においては、過去をさかのぼって、町長、副町長、こういう意味の、自分たちを管理者として律する行為がなかった場面もあります。そういう観点を見た場合に、今回は、町長、副町長のあれには該当しない。むしろ、しっかり職員にその程度を示しながら、今後、注意しなさいと言ったのがお2人方の責任を果たしたと私は感じ取っているのでありますが、そこら辺、お聞きしたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） まず、今回の免許証の更新を失念して、こういう結果に至ったケースではありますが、これはやはり本人の、町職員としての自覚と注意不足と、要するに意識の欠如が極めて大きいと思っているところでございます。しかし、一方で、今お尋ねで御指摘のとおり、免許証の確認などができていれば、当然防止できたケースであります。そうしたチェック体制をとってこなかっ

た責任、それから、不適切な公用車の運行の、こういった結果責任というのは、ひとえに、管理監督の立場にあって最高責任者であります町長、そして補佐を務める私にありますので、町民に対して責任をとらせていただくという、大変不本意ではありますが、そういう形をとらせてもらっているところでございます。

それから、これまでの中の交通事故等の、あるいは違反等についての御指摘もございました。今回は、この処分を決するに当たっては、通常、交通事故等に関するものは職員の交通事故等の防止に関する規程というものによって審査会が設けられます。町長の諮問を受けて、私が委員長ということで、関係職員で構成する委員会で行うわけですが、今回は交通事故というところに至らなかったということで、通常の職員懲戒処分等審査委員会の中で審議をしたところでございます。これも私が座長になっている委員会でございますが、このときに、そういう委員会で行いましたけれどもやはり、当然、交通事故審査委員会が行う規定に準じて、この判定を、公正に処分の内容を審査して町長に諮問をしたということでございます。

また、過去の交通事故等につきましても、これは、交通事故、冒頭申し上げました交通事故審査委員会の中で公正に処分の内容を審査している。その中でやはり、町長、あるいは副町長に及ぶというものについては、その段階で行うということで、これまでも審査基準に沿って行ってきたということで、どうか御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、副町長のほうから、おわびを含めて説明をさせていただきます。

今後のシステムも、やはり、公務員として、あるいは成人として、余り規制、禁止ばかりというのは、まことに我々も、つらいというより、むしろ情けないような気持ちを

持っています。最低限、守るべきことは守らないといけないというのは、これは社会人としてのルールだと思いますので、それができないから禁止、規律を強めていくというのは非常に情けない思いでありますけれども、ただ、事の重大性を受けとめて、今回の措置をとらせていただいたということでもあります。

我々の仕事は、全く個人で仕事をしているわけではなく、やはり組織的な仕事をしているわけですから、そこには一定の規律だと守るべきことが、当然、あって初めて組織的な活動が実を結ぶものだと私は思っておりますので、それを守れなかったことに対する、一つの罪で百を戒めるといいますか、一罰百戒を、やはりしていかなければ、この組織としては、なかなか、規律を守り抜けないという思いでありますので、その辺は御理解をいただきたいということと、あと、私どもの責任のとり方については、これはもう、誤ってはいけないことであると思えますし、なかなか、方法が、実は難しい責任だと思いますけれども、ただ、今回のことを含めて、今、議員、重過ぎるのではないかというような御発言というか、町長、減給するまではないのではないかというような御指摘だと思いますけれども、ただ、我々の、やむにやまぬ気持ちもぜひとも御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 実は、平成18年第3回美幌町臨時議会において、こういう指摘等があったと思っています。承知していない人もいらっしゃると思いますので、かいつまんでお話ししますと、飲み会があって、お帰りになった後、職員になられた方が、コンビニに買い物に行った後、飲酒運転の状態で事故を起こして当て逃げをして逮捕された。

もしも刑が間違っていたら御指摘いただきたいのでありますけれども、ただ、私は、今回は、公務の中でも無免許状態で運転したというのは、やっぱり、公の人間として、しか

るべき、その程度問題を今言うつもりはございませんが、でも、18年のときは、全く私は、公務ではなくて個人のことで、起こしたことは大きかったですけれども、そのときの処分が、直接の上司等も、嚴重注意も含めながら行われた、そういうこともありますから、いろいろな判断基準というのは、難しいとは思いますが、今、町長が、別な意味で一罰百戒という言葉が使われますけれども、私は、職員さんに恐怖を与え過ぎても、恐怖というのはちょっと変ですけども、がんじがらめではいけないと思うところがありますので、そこら辺も、今後、町長、副町長を律するのはいいのでありますが、そこら辺の度合いを、提案された以上議決しなければいけないものですから、十分、皆さんに御理解いただけるような内容であってほしいなと思うところであります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 18年のときに、私はそういう立場にいなかったもので、当時の最高責任者の考え方でなされたことなので、あえて私はコメントできませんけれども、ただ、責任のとり方は非常に難しい中で、先ほども言いましたように、我々の気持ちもわかっていたきたいと思いますし、我々は、職員は特に、この職場に奉ずるときに宣誓書を書いているわけですよ。日本国憲法を守りと、全体の奉仕者としてということですから、法令を守るのは当然のこと、そして、公務員倫理を守る。明記してあるうがなかるうが、社会的通念に違反するようなことはあってはならないと。そこはやっぱり、組織規律としてしっかりしないと、どこかがたがが緩むと、いろいろなことが出てくると思いますので、まだまだ足りないことはあると思いますけれども、今後も、今、職員も聞いていると思いますけれども、地方公務員法に守られているからいいなどという考え方ではなくて、全体の奉仕者としてしっかりと公務員倫理を持って、高い理念を持って職務に専念していただきたいと、私もそのつもりで今

後も頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分まで。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第49号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第49号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,640万円を追加し、歳入歳出それぞれ107億2,557万9,000円とす

る。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、議案の8ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、地方債の補正について御説明申し上げます。

起債の目的は特定間伐等促進事業で、限度額は1,790万円でございます。

これは、今までの21世紀北の森づくり推進事業が平成22年度をもって終了したことに伴い、その後継事業として、平成23年度から平成32年度までの10年間、未来につなぐ森づくり推進事業として実施されることとなったもので、公共造林事業として実施した植林のうち、市町村が事業費の26%を助成した場合、その26%のうち16%分について、道から市町村に対し補助され、その補助残が起債対象となるものでございます。

今年度の全体事業につきましては200ヘクタールで、事業費が1億4,000万円、そのうち26%を助成するというので、3,640万円、そのうち16%に当たる2,240万円が道から助成されますので、その差額1,400万円が実質町の持ち出しとなり、この分が起債対象となるものでございます。

また、町有林の造林事業に係る町の負担分についても起債対象となりますので、本年度の町の負担分878万1,000円と、先ほどの1,400万円との合計2,278万1,000円が起債対象となるものでありますが、起債限度額を算定する上で、過去3カ年の町の負担分の平均値を差し引くということになってございます。この平均値が487万円でございますので、結果的には起債借入額1,790万円となるものでございます。

なお、この起債に係る元利償還金のうち30%については特別交付税で措置されること

となっております。

この結果、本年度の地方債の借入総額は9億1,480万円となるものでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

4、民有林振興対策事業費の増、補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金3,640万円の増でございます。これは、先ほど地方債のところでお説明申し上げましたように、昨年度まで21世紀北の森づくり推進事業として実施してまいりましたが、この事業が平成22年度で終了し、その後継事業として、本年度より未来につなぐ森づくり推進事業として実施されるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、全体事業費の26%について町が助成することにより、そのうち16%が道から入ってくるというものでございます。

次に、13ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

一番上の造林事業補助金の増344万円でございますが、これは、町有林の造林事業に係る補助対象経費の増に伴う補助金の補正でございます。

その下、未来につなぐ森づくり推進事業補助金2,240万円につきましては、市町村が26%助成した場合、道から26%のうち16%分が助成されるということで2,240万円の増となっております。

それから、その下の財政調整基金繰入金の前減734万円の減額補正でございますが、今回の補正に係る財源調整を財政調整基金で行うものでございまして、年度末残高につきましては、今回の補正を含め6億4,754万9,000円となる見込みでございます。

町債につきましては、第2表、地方債のところでお説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今現在、名称の変更だということを知ったのですけれども、この未来につなぐ森づくり推進事業と22年までの北の森の事業の分で、大きく何か変更があった箇所があったのか、もしくは、根本的に制度の中身が変更となった箇所がありまして、特段、この事業継承について、美幌町の取り扱いだとか方向が若干変更があるだとかいう箇所があるのかないのか、説明をお願いします。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 従来の21世紀北の森づくり推進事業と今回の未来につなぐ森づくり推進事業の中で大きく違うというのが、今までは面積要件が3ヘクタール以下のものに対して対象になっておりました。今回は、一応5ヘクタール以下ということが示されております。そういう意味からいけば、対象になる面積がふえるのかなというふうには考えております。

大きい部分はそこでございます。よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第49号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第7回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前11時16分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員